

平成24年6月11日

大学コンソーシアムやまがた
幹事会各委員 殿

大学コンソーシアムやまがた
幹事会委員長 安田弘法

大学コンソーシアムやまがた幹事会
(平成24年度第2回(書面))の結果について(報告)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、6月1日付け文書によりお諮りしました標記会議では、審議事項1については下記のとおり意見をいただきました。

については、別紙のとおり回答いたしますのでご確認いただき、再度ご意見がある場合には6月15日(金)まで下記担当までご連絡願います。

また、ご意見等がない場合にはご了承いただいたものとして取り扱わせていただきますのでご承知おき願います。

記

1. 【審議事項1 「大学間連携共同教育推進事業」の関係大学コンソーシアムについて】

金内委員(県立保健医療大学)のご意見

1 本事業実施にあたっては、別途、代表校、連携校、ステークホルダーより構成される、山形大学を中核とする、実行委員会的な組織を構築すべきであり、大学コンソーシアムやまがたが実施主体事務局として受託するスキームは変更することが適当である。

従って、大学コンソーシアムやまがたに「山形人材育成委員会」を設置することはせず、この組織は、別途単独のものとして設置されることが良い。

(理由)

- ① 本事業は、代表校、連携校、ステークホルダーが共同して実施するものであるが、このうち、ステークホルダーとして挙げられている7団体のうち6団体は、山形コンソーシアムやまがたの構成員では無い。これらの組織も実施メンバーとするための組織を、コンソーシアム内に設置することは不適當である。
- ② 各プログラムや事業の展開のための経費支出は、山形大学事務局より支出されることになるものと予想される。前GP事業の際の対応を見れば、そのように予想される。
- ③ コンソーシアムが受託するとした場合、収支予算、事業計画はもとより、個々の事業

展開についても、その中枢的なものは、幹事会、総会に付議する必要があるが、現在でも、総会、幹事会開催は日程調整が困難であり、持ち回り形式とした場合でも、提案から議決まで、相当の時日を要し、臨機応変の対応ができない。これに対して、事務局を山形大学事務局が担えば、意思決定は、学長決裁あるいは副学長等専決により、極めて短時間で処理、決断ができ、臨機応変の対応ができる。なお、山形大学が事務局となる場合、ゆうキャンパスステーション内に駐屯することや、諸チーム・部会会議をゆうキャンパスステーションで開催することは、一向に差し支えないものである。

2 提案の各共同教育プログラム・事業に、本コンソーシアムがステークホルダーとして参加する場合、具体的な本コンソーシアムの代表を何校が、また、どなたが任に就くかは、採択後、幹事会・総会等で、各構成校の希望や意思を確認して、公明正大に決定していくことが必要である。

(理由)

本コンソーシアムはステークホルダーの一員であり、各プログラムや事業に、それぞれの構成校がすべて自由に参加の是非を決めていくという訳にはいかないものと思料する。従って、然るべき手続きを経て、かつ、該当学校の了解を得て、本コンソーシアムを代表とする形で、各チームや委員会・部会に入ることが求められる。(例えば、市長会や町村会がステークホルダーだからと言って、過半の県内市町村が各部会に出席するのではないだろう。また、商工団体についても、会員の個々の企業がぞろぞろと部会やチームに入るのではあるまい。)そして、その手続きは、明確にしないと、希望どおりにならなかった構成校などを想定した場合、不都合である。

3 各コンソーシアム構成校の、御提案の4つの共同研究プログラムと6つの事業への参加については、各構成校の希望と同意を必要とし、決して、意に反して参加メンバーとなることはないようにする必要がある。

(理由) 各構成校の教職員体制、授業カリキュラムの展開、研究の実施等諸都合と注目点が異なることから、構成校本来の教育・研究を犠牲にしてまで参加することは適当ではない。また、関心事以外の事項について参加することも余計な負担になると共に、他の参加校やステークホルダーに迷惑をかけることになり、絶対に避けるべきである。

4 提案計画で「ステークホルダーも参画した評価委員会による評価」や「各教育プログラムの相互評価」に関して、参加校及びステークホルダー構成校に、個別に評価に臨地する場合は、必ず同意が必要なこと、及び、この同意を出さないことをもって不利益を被ったり、不平等の扱いを受けることが無いことを明確に申し合わせる。

(理由)

学内講義や協力いただいている病院様や施設様に、外部者が評価のためと称して臨場することは、本学の実情に鑑み、一般的には、容認できないものである。

5 今年度以降の本コンソーシアムとしての年度ごとの事業計画及び収支予算については、

本事業の全面受託の場合は当然（このケースには小職は反対ですが）、ステークホルダーとしての参加であっても、かなりの事業内容をこなす必要があると思われる。従って、本事業が採択になった場合は、速やかに、幹事会を開催し、本年度計画と収支予算の見直しをすることとします。また、懸案の、ゆうキャンパスステーション賃貸に係る別途の負担金も、当該賃借料について、本補助事業の対象にすることにより、各構成校の負担を可能な限り軽減し、皆無とすることまで、検討することが良い。

（理由）本コンソーシアムの最近5年間の主要事業となることが見込まれることから、採択の暁には、当面の最大かつ第一番目の事業と位置づけて、本コンソーシアムとして対応していくことが望まれるものである。この場合、本学のように、参加すべきプログラムや事業が少ない構成員は、やや退屈になるかせ、それは、やむを得ないであろうし、喜んで甘受するであろう。

6 上記各項のうち、第1項目以外については、コンソーシアム事務局のみならず、各コンソーシアム構成校で申し合わせるべきものであり、今次幹事会からの提案として、持ち回り総会における、本コンソーシアムのステークホルダーとして参加の是非の審議にあたり、可決された場合の付帯申し合わせとして、持ち回り総会に、合わせて付議すべきことが適当である。

（理由）上記各項のうち、スキーム変更案を除いた各項目については、コンソーシアム構成校の総意による申し合わせとすることが必要であることから、付帯決議案として正式な協議議題の一部として、持ち回り総会の議決を要すると考えられるものである。なお、幹事会委員長において、会長の御同意の上に、総会議決まで要するものでなく、幹事会申し合わせあるいは幹事会委員各位の総意のもとに、幹事会委員長表明等とすることなどは、これらの中身が担保され、確実に実行され、明文として後日に記録として残るのであれば、十分考慮される選択肢ではある。

7 前回幹事会において本件について協議資料が配布されましたが、その内容は、現在いただいている、持ち回り臨時幹事会の議題等には付されておられません。形式論で恐縮ですが、あの協議資料を読まないで、本コンソーシアムの役割とコンソーシアム構成校の事業内での立ち位置が十分にはわかりません。また、今次の持ち回り臨時幹事会について、山形大学横井教授に追加的に御教示をいただきましたが、その内容も、教授と本学事務局・小職間のメールには記録されてはいますが、全体の共有とはなっておりません。そこで、今後開催される、持ち回り総会においては、先の幹事会において提示あった補足的資料や今次持ち回り幹事会において、横井先生や事務局様と各構成校事務局間での問答のうち、横井先生・事務局長様のご見識から見て、肝要と判断されるものをアレンジしていただき、審議議案の参考資料として、正式な添付文書として対応いただきますことをお願いいたします。

（理由）本コンソーシアム幹事会、総会における審議に参加するにあたっての各構成校の視点の一つは、コンソーシアムとして何をするのか、構成校として何を求められ、何を求められるのかと思います。お示しいただいている計画骨子案では、全体的な視点からの表現のためか、そこらが不分明であります。例えば、計画骨子案から、本コンソーシアムある

いはコンソーシアム事務局が業務の全面委託を受けるものである等は、正確には読めません。（この全面受託については、小職は変更案を提示させていただいております。念の為に付言します。）各構成校の学長・校長先生はじめ教職員様各位の正確な意思決定のために、また、後日の記録のために、これらを正式な議案の一部あるいは正規の添付書類として議案と一緒に審議に供することが必要と思うものです。

8 なお、今次の幹事会審議のための、横井先生・コンソーシアム事務局様とのやりとりの中で、いただいたスキーム図や計画骨子案の表現についても、追加や一部修正した方が、よりわかりやすいし、正確に把握できるのではと感じたところもありました。そうした箇所を、横井先生、事務局様でも御認識であれば、どうか事後報告で結構ですので、総会に向けて所要の修正等あらんことを期待いたします。

おって、本学は、山形大学様より、別途、連携校となることへの要請を受けているものであるが、この要請への是非回答と今次のコンソーシアムがステークホルダーとして参加することへの是非審議は、密接に関連しているものである。上記意見に対する対応が、連携校に係る要請にも関連することを付言させていただきます。繰り返しになりますが、御善処方よろしく申し上げます。（貴先生、コンソーシアム事務局の各御担当にあつては、山形大学事務局のスタッフとして動くか、コンソーシアム事務局のスタッフとして動くかの違いのみであり、現に、使い分けずに、名実ともに、山形大学のスタッフとして行動した方が、よろしいのではないかと推察申し上げるものです。さらに言えば、本補助事業終了後については、あくまで類似組織であり、事業展開者のうち何割かのメンバーを包含する組織として、本コンソーシアムに、5年間の成果を引き継ぎ、最小限の事業を継続していく程度は許容のうちでしょう。）

最後に言わずもがなのことですが、本送信は、小職において記載し、送信するものです。本学内の関係の学長、理事、幹部教職員、むそして、関係委員会等の協議を経た、山形県立保健医療大学としての意思統一された見解を述べたものであります。こうしたことは申し上げたくはないのですが、先の幹事会におけるコンソーシアム事務局長様の御発言にありましたように、「（各構成校からの意見等について）正式な見解か否かの見極めと判断がつかないので（放置した）」との御認識が万一にもございませんように、誠に失礼とは存じつつ、強く申し添えるものであります。

2. 回答

1 本事業（以下、G P）の提案は山形大学ですが、その実施は、G Pの趣旨からしても山形大学に限らず複数の大学が連携して取り組まれるべきものであります。したがって、山形大学を中核とする実行委員会的な組織を構築すべきである、ということよりも、連携校が協調して実行委員会的組織を構築することを志向すべきです。また、大学コンソーシアムやまがた（以下、コンソーシアム）の構成員ではない者を構成する組織をコンソーシアムに設置することがそもそも不相当である、という意見は、コンソーシアム会則からみて甚だ疑問です。さらに、G Pの全ての経費支出は山形大学事務局から支出するとは限りません。加えて、コンソーシアムが受託した場合にコンソーシアムの意思決定が臨機応変に対応できるかどうかについては、コンソーシアム内にG Pの実施主体を設置することにあまり関連する事項ではないと考えられます。このたびのG Pを機能的にどのように運営するか、またその成果をどのように蓄積していくかという視点に立ってコンソーシアム内にG Pの実施主体を位置づけたところですので、改めてご理解をお願いいたします。

2 コンソーシアムがG Pにどのように関わるかについては、採択後に、コンソーシアム内で協議、もしくは申請書に関連したものであれば報告ということで対応します。

3 採択後に、各コンソーシアムの構成校へプログラムへの参加の呼びかけを行うなど、G Pへできる限り多くの参加校があるように努めてまいります。

4 ステークホルダーによる評価に関して個別の臨地がなされる場合は、関連機関の同意を前提とします。

5 採択後に、24年度のコンソーシアムの事業計画と収支予算は見直されます。なお、コンソーシアムがG Pを全面受託することはありません。

6 幹事会審議で、上記2～5の事項が認められれば、それでもって十分に担保されます。

7 5月28日の幹事会の資料は総会関係者に共有できるようにします。また、山形県立保健医療大学との内部協議における肝要な事項はアレンジして提示します。また、同幹事会の資料2の（1）の③で記載した「実施主体事務局としての全ての行為をコンソーシアムの事務局で受託すること」を「実施主体事務局としての一部の行為をコンソーシアムの事務局で受託すること」と訂正します。

8 所要の修正についてはご指摘のとおり対応します。

なお、先の幹事会での発言についての記載がありましたが、議長である幹事会委員長の認識でもあることを申し添えます。

—担当—

大学コンソーシアムやまがた事務局

鈴木

TEL : 023-628-4842

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp